

令和7年8月20日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標題の件につき、日本医師会より連絡および周知依頼がありました。

今般、厚生労働省により「電子処方箋管理サービスの運用について」に関して、保険医療機関が遡及指定を受け、医療機関コードが決定していない期間に電子処方箋を発行する際の対応方法（医療機関コード欄および備考欄の記載内容）を示す旨の補足がなされたことのお知らせとなります。詳細は下記の通りです。

『「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について』
(令和7年8月5日付け厚生労働省医薬局総務課事務連絡) 別添より

問 「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成22年12月6日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添3の問2において、保険医療機関が遡及指定を受け、医療機関コードが決定するまでの間に限り、保険医療機関は処方せんの備考欄に「現在遡及指定申請中のため医療機関コード未記入」等を分かるように記載し、処方せんの医療機関コード欄は空欄とすることとされているが、電子処方箋管理サービスの運用に当たってはどのようにすればよいか。

(答) 処方せんを発行する保険医療機関においては、電子処方箋管理サービス上で、医療機関からの電子処方箋の発行及び処方情報の登録の際に医療機関コードの記録を必須としていることから、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請した承継申請処理が完了するまでの間は、遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、上記事務連絡と同様に、備考欄に、「現在遡及指定申請中のため遡及指定申請前の医療機関コードを記入」等が分かるよう記載すること。また、保険薬局においては、調剤結果情報の登録について、発行元医療機関コードを入力する必要があるところ、電子処方箋や処方情報に記録された遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、医療機関コード欄が空欄の紙の処方せんを受け付けた場合は、地方厚生局のホームページで確認する等により記録すること。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関する照会先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）
月曜日～金曜日（祝日を除く）8:00～18:00 土曜日（祝日を除く）8:00～16:00

また、一般的な電子処方箋管理サービスに関する一般的なQ&A等については、下記の「医療機関等向け総合ポータルサイト」に掲載されております。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=54b6195cc36a2a549607f81a050131df



【担当理事より】

「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足がされた旨の通知となります。

一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室
Tel.06-6763-7021